

環境と調和した社会づくり

1 大気、水環境等保全対策の推進

(1) 環境保全対策

ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づき環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが大半を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業に係る施設および眼鏡製造業に係るめっき・表面処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況(大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む) H19.3.31 現在

施設種類	1項		5項		6項		9項		10項		11項		13項		19項		29項		30項		31項		合計	
	ボイラー		金属溶解炉		金属加熱炉		焼成炉溶解炉		反応炉		乾燥炉		廃棄物焼却炉		塩素反応施設		ガスタービン		ディーゼル機関		ガス機関		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市	42	114	1	1			1	1			3	7	2	3			2	2	7	8			51	136
越前市	71	136	1	1	2	5	12	22	1	9	8	13	4	5	1	1	2	2	13	22			102	216
池田町													1	1									1	1
南越前町	4	5									1	2							3	8			8	15
越前町	16	21					5	9			1	1							2	2	1	1	24	34
合計	133	276	2	2	2	5	18	32	1	9	13	23	7	9	1	1	4	4	25	40	1	1	186	402

表2 一般粉じん発生施設届出状況(大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む) H19.3.31 現在

施設種類	2項		3項		4項		5項		合計	
	堆積場		ベルトコンベア		破砕機・摩砕機		ふるい		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市	5	8	3	3	2	2			6	13
越前市	4	4	4	17	4	12	2	3	5	36
南越前町	4	8	3	22	3	21	2	5	4	56
合計	13	20	10	42	9	35	4	8	15	105

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況(大気汚染防止法関係) H19.3.31 現在

施設種類	1項		3項		5項		7項		合計	
	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		塗装の用に供する乾燥施設		接着の用に供する乾燥施設		印刷の用に供する乾燥施設		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
鯖江市					2	7	1	1	3	8
越前市	1	7	1	1					2	8
合計	1	7	1	1	2	7	1	1	5	16

表4 特定施設設置事業場届出状況（水質汚濁防止法関係）

H19.3.31 現在

施設種類		排水量区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業またはサービス業の用に供する施設	50以上		3				3
		50未満	1					1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満				1	6	7
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	3	2		1	1	7
8	パン、菓子の製造業または製あん業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	2	2				4
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	6	4		3	15	28
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50以上	7	4				11
		50未満	6	16		1		23
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1					1
		50未満						
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	50以上						
		50未満		1				1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上		1				1
		50未満						
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50以上	1	20				21
		50未満		52				52
23の2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50以上						
		50未満	2	2				4
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		2				2
		50未満	1					1
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		2				2
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上						
		50未満	1					1
51の3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上						
		50未満					1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	2	1			1	4
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャーブランド	50以上	1	2		2		5
		50未満	4	4	5	3	2	18
59	砕石業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3	1	2		6
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50以上						
		50未満	1		1			2
64の2	工業用水道施設の洗浄施設	50以上	1	1				2
		50未満						
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50以上		3			1	4
		50未満	7	7	1		3	18
66	電気めっき施設	50以上	7	1			1	9
		50未満	20	1			2	23
66の2	旅館業の用に供する施設	50以上	1	1		1	1	4
		50未満	15	47	4	47	60	173
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満					1	1
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50以上						
		50未満	1					1
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満		1				1
67	洗濯業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	4	7				11
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50以上						
		50未満		2				2
71	自動式車両洗浄施設	50以上						
		50未満	19	23	1		4	47
71の2	科学技術の試験研究機関の施設	50以上	1					1
		50未満	2	3			1	6
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50以上						
		50未満	1	2				3
71の4	産業廃棄物処理施設	50以上						
		50未満	1	1				2
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50以上						
		50未満	2	1				3
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50以上						
		50未満	1					1
72	し尿処理施設	50以上	6	17	1	5	9	38
		50未満		1				1
73	下水道終末処理施設	50以上	1	2	1	2	3	9
		50未満						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50以上	1	1				2
		50未満						
合計		50以上	28	59	2	10	16	115
		50未満	107	202	13	62	101	485

（注）2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。

上段：排水量50m³/日以上の事業場数 下段：排水量50m³/日未満の事業場数

表5 特定施設設置届出状況（ダイオキシ類対策特別措置法関係）

H19.3.31 現在

施設種類	廃棄物焼却炉										合 計	
	2 t 以上 ～ 4 t 未満		200kg 以上 ～ 2 t 未満		100kg 以上 ～ 200kg 未満		50kg 以上 ～ 100kg 未満		50kg 未満、 0.5m ² 以上			
市町名	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数	事業 場数	施設 数
鯖江市	1	2	1	1	5	7					7	10
越前市	2	3	3	3	3	3	3	3			11	12
池田町	1	1									1	1
越前町					3	3					3	3
合 計	4	6	4	4	11	13	3	3			22	26

表6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H19.3.31 現在

市町名	大気・水質特定工場	大気特定工場	水質特定工場	合 計
鯖江市	2	1	2	5
越前市	1	1	3	5
越前町			1	1
合計	3	2	6	11

表7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H19.3.31 現在

市町名	ばい煙に係る 特定施設	汚水に係る 特定施設	炭化水素類に係る 特定施設	合 計 事業場
鯖江市	11	1	1	12
越前市	11	1	3	14
南越前町			2	2
越前町	2			2
合計	24	2	6	30

イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表8のとおりであり、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表 8 環境関連施設指導状況等

平成 18 年度

項目		立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数	
					改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	46	ばい煙 4 揮発性有機化合物 1	0	0
	特定粉じん（アスベスト） 排出等作業	37		0	0
水質汚濁防止法	特定施設	105	64	11	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	66	2	15	0
	水質特定施設	9	1	4	0
合計		263	72	30	0

ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を行っています。

(ア) 地下水の水質調査

県の「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、表 9 のとおり概況調査および汚染地区に係る定期モニタリング調査を行っています。

なお、平成 18 年度の概況調査の結果で新たな汚染は見つかりませんでした。

表 9 地下水質調査概要

平成 18 年度

調査区分	市町名	地区名	汚染物質	調査地点数	調査区分	市町名	地区名	汚染物質	調査地点数
概況調査	鯖江市	下河端町		1	定期モニタリング調査	鯖江市	豊地区	トリクロロフェン	3<1>
	鯖江市	住吉町 1 丁目		1			神明南部地区	トリクロロフェン	5<2>
	鯖江市	落井町		1			水落 1 区	六価クロム	1<1>
	鯖江市	東米岡 1 丁目		1			水落 2 区	硝酸性窒素	2
	越前市	上太田町		1			本町地区	テトラクロロフェン	5<2>
	越前市	白崎町		1			横越地区	テトラクロロフェン	2
	越前市	広瀬町		1			立待地区	トリクロロフェン	14
	越前市	野岡町		1			上河内地区	1,1-ジクロロフェン	14<1>
	池田町	野尻		1			筋生田地区	トリクロロフェン	3
	南越前町	脇本		1			神中地区	トリクロロフェン	2<1>
	南越前町	八飯		1			吉野地区	1,1-2-ジクロロフェン	2
	南越前町	糠		1			北府地区	トリクロロフェン	4<1>
	越前町	気比庄		1			大虫地区	トリクロロフェン	4
	越前町	八田		1			王子保地区	トリクロロフェン	7
	越前町	大樟		1			米口地区	1,1-2-ジクロロフェン	7<2>
	越廼村	下河原		1			塚町地区	トリクロロフェン	2
						池田町	野尻	砒素	3<2>
						越前町	小首原 1 区	テトラクロロフェン	1
						越前町	小首原 3 区	トリクロロフェン	2
						越前町	小首原 3 区	トリクロロフェン	2

< >は、基準超過井戸数

(イ) ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っており、平成 18 年度の結果は表 10 のとおりであり、大気、河川水質・河川底質および土壌について全て環境基準を下回っていました。

表 10 ダイオキシン類環境調査結果

平成 18 年度

調査項目	調査地点		測定値	県平均値 (最小～最大)	環境基準	備考
大気 <pg-TEQ/m ³ >	一般地域	越前市平出	0.035	0.035 (0.018～0.050)	0.6	年 4 回の 平均値
	廃棄物焼却 施設周辺	越前市大塩町	0.038	0.046 (0.021～0.13)		
河川水質 <pg-TEQ/L>	日野川	清水山橋	0.079	0.19 (0.066～1.3)	1	
	浅水川	天神橋	0.089			
河川底質 <pg-TEQ/g>	日野川	清水山橋	0.29	3.2 (0.23～34)	150	
	浅水川	天神橋	0.63			
土壌 <pg-TEQ/g>	廃棄物焼却 施設周辺	越前市大塩町	0.16	3.2 (0.0016～13)	1000	
		越前市春日野町	0.26			

注) 1 pg (ピコグラム) とは、一兆分の一グラムのこと

2 TEQ (毒性等量) とは、ダイオキシン類としての毒性を評価するため、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 とし、その他の化合物の毒性の強さを 2,3,7,8-TCDD に換算し、それらの濃度を足し合わせたもの

(2) 環境異常時対応

ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学スモッグ注意報 (オキシダント測定値 0.12ppm 以上) 等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

イ 水質

平成 18 年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表 11 のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表 1 1 水質事故等件数

平成 18 年度

項 目	油流出事故	魚へい死事故	その他	合 計
鯖江市	7(4)	1(0)		8(4)
越前市	8(7)	3(0)	2(2)	13(9)
池田町				0(0)
南越前町	2(1)		1(1)	3(2)
越前町	3(2)			3(2)
合 計	20(14)	4(0)	3(3)	27(17)

() は、事故原因が特定できた件数

(3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表 12 のとおりであり、野外焼却や水質汚濁に関するものが多くなっています。

表 1 2 苦情件数

平成 18 年度

項 目	苦 情 内 訳									合 計
	廃 棄 物			環 境 保 全						
	野 外 焼 却	不 法 投 棄	小 計	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	騒 音	振 動	悪 臭	小 計	
鯖江市	6	1	7	1	4	1		2	8	15
越前市	7	2	9	6	9			2	17	26
池田町	1		1	1					1	2
南越前町	2		2						0	2
越前町	2	1	3		3				3	6
合 計	18	4	22	8	16	1	0	4	29	51

2 廃棄物対策の推進

県では、平成 18 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB法」という。）
- ・化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

1)一般廃棄物の目標値の設定

- ・1人1日当たりごみ排出量を平成22年度で940g、同27年度で914gとする。
(平成15年度で973g)
- ・一般廃棄物のリサイクル率を平成22年度で25.7%、同27年度で30.9%とする。
(平成15年度で18.6%)

2)産業廃棄物の目標値の設定

- ・産業廃棄物の発生量を平成22年度で322万4千ト、同27年度で322万トとする。
(平成15年度で303万9千ト)
- ・産業廃棄物のリサイクル率を平成22年度で52.9%、同27年度で55.1%とする。
(平成15年度で49.8%)
- ・産業廃棄物の最終処分量を平成22年度で5万2千ト、同27年度で3万2千トとする。
(平成15年度で8万ト)

(1)一般廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」および「福井県リサイクル推進店登録制度実施要領」を策定し、リサイクル製品認定制度およびリサイクル推進店登録制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当所では各認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

リサイクル製品認定(品目)件数：16件 リサイクル推進店登録件数：25件

参考)

・リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定品」として認定する。

・リサイクル推進店登録制度の概要

再生品の販売および買い物袋持参運動等の減量化・リサイクルの取組みを積極的に実施している店舗を「リサイクル推進店」として登録する。

(2)産業廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法の定めるところにより、多量排出事業者(前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である者および特別管理廃棄物の発生量が50トン以上であるもの)に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成6年に設け、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

主な活動

- ・6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発
- ・県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・不法投棄等連絡員や不法投棄110番などによる迅速な情報収集
- ・重点監視場所の設定と継続監視
- ・夜間および休日パトロール（夜間：12回 休日：48回）
- ・県警へりを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。

平成18年度末におけるそれぞれの許可件数は、表1～表3のとおりです。

（3）その他の廃棄物対策業務

ア PCB法

PCBを含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

平成18年度末現在届出施設数：135施設

イ 化製場法

家きん畜舎および化製場の設置について許可および届出の受理を行っています。

平成18年度末における化製場等の施設数は、表4のとおりです。

ウ 自動車リサイクル法

廃自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破碎を行う事業者の登録および許可を行っています。

平成18年度末における登録・許可事業者数は、表5のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

H19.3.31 現在

施設種別	平成18年度						17年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	1			1	3	3
ごみ処理施設	1	3				4	4
粗大ごみ処理施設	1	1				2	2
最終処分場		1			2	3	3
合計	3	6	0	0	3	12	12

表2 産業廃棄物処理施設数

H19.3.31 現在

施設種別	平成18年度						17年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設		1				1	3
汚泥の焼却施設	1	1				2	2
中和施設					1	1	1
油水分離施設						0	0
廃油の焼却施設		2				2	2
木くず等の破碎施設	3	7			4	14	14
廃プラの破碎施設		3				3	2
廃プラの焼却施設	2	2	1			5	5
シートの分解施設						0	0
その他の焼却施設		1	1			2	2
合計	6	17	2	0	5	30	31

表3 産業廃棄物処理業者数

H19.3.31 現在

業種種別	平成18年度							17年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	15	23	1		4		43	43
特管産廃処分業	2	3					5	5
産廃収集運搬業	40	63	2	2	15	54	176	178
特管産廃収集運搬業	5	5				34	44	41
合計	62	94	3	2	19	88	268	267

表4 化製場等施設数

H19.3.31 現在

施設種別	平成18年度				17年度末
	鯖江市	越前市	越前町	合計	
家きん畜舎	6	8	1	15	14
化製場準用施設		1		1	1
合計	6	9	1	16	15

表5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

H19.3.31 現在

業種種別	平成18年度						17年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
引取業	60	87	3	5	17	172	176
フロン類回収業	17	33	3		5	58	59
解体業	2	3			1	6	6
破碎業	1	2			1	4	4
合計	80	125	6	5	24	240	245

3 快適な生活環境の実現

(1) 動物管理行政

ア 犬の危害防止対策

狂犬病予防法ならびに福井県犬の危害防止条例に基づく犬の捕獲および飼い犬の適正飼育について

の指導状況は表1のとおりです。犬猫に関する苦情等の状況は表2のとおりです。捕獲頭数、苦情件数とも減少していますが、今後も飼い主のモラル向上を図る効果的な対策を図っていきます。

表1 犬等に関する捕獲等の状況

H19.3.31 現在

区分 年度	捕獲頭数	犬の引取数 (猫の引取数)	返還頭数	犬の一般 譲渡頭数	咬傷件数
16年度	196	59 (332)	10	8	8
17年度	174	57 (253)	17	13	12
18年度	113	105 (234)	20	38	6

表2 犬猫に関する苦情等の状況

H19.3.31 現在

区分 年度	捕獲依頼	放し飼い 取締依頼	汚物・悪 臭の苦情	鳴き声の 苦情	財産の 侵害	咬傷	その他	合計
16年度	81	47	7	10	0	2	0	147
17年度	80	30	5	11	0	8	0	134
18年度	77	20	8	12	2	6	0	125

イ 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。犬猫に関する相談等の状況は表3、動物取扱業施設数は表4のとおりです。相談で多くを占めているのが引取依頼とペットの逸走・預かり情報であることから、飼い主に対する適正な繁殖制限の指導と鑑札によりペットの飼主がわかる措置の指導をしています。平成18年度から動物取扱業が登録制となり、6業者が登録を受けています。

表3 犬猫に関する相談等の状況

H19.3.31 現在

区分 年度	引取依頼	負傷・死亡 動物の収容	逸走動物の 問い合わせ	預かり動物 の照会	犬猫の譲渡 希	その他	合計
16年度	161	4	130	44	11	4	354
17年度	121	3	74	36	15	1	250
18年度	133	7	61	18	17	5	241

表4 動物取扱業者数

H19.3.31 現在

区分 年度	動物取扱業 施設数	動物取扱業の内訳					特定動物 飼養許可
		販売	保管	展示	貸出	訓練	
16年度	19	16	7	1	0	0	-
17年度	23	19	10	1	0	0	-
18年度	33	24	19	3	1	1	2